

国分寺市教育委員会議事録・第8号

会議の種類 第7回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和4年7月28日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子

(説明員)

教育部長	可 児 泰 則
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	大 島 伸 二
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課長	柳 功 一
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	櫻 井 明 徳
選定資料作成委員会委員長	吉 田 健

(事務局)

書 記	佐々木 理絵子
書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹

傍聴人 3人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番大木委員、4番辻委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和4年5月26日開催の令和4年第5回国分寺市教育委員会定例会議事録第6号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。7月から、また新型コロナウイルス感染症が感染拡大している状況で、市内の小学校2校で学級閉鎖になりました。そのうち1校は学年閉鎖、1日だけ学校閉鎖をしています。そのような状況の中、20日に終業式を迎え、21日から夏季休業日に入りました。子どもたちには引き続き感染防止対策をして健康に十分注意しながらも、夏休みならではの様々な体験にも取り組んでほしいと願っています。

本日、私はポロシャツで参加をしていますが、胸元に史跡指定100周年のロゴマークが入っています。国分寺市でこのようなポロシャツの作成も行い、この夏も史跡指定100周年をどんどんアピールしていく取組もしていますので御理解をいただけたらと思います。

本日、富山教育長職務代理、藤井委員が欠席ですが、会議の成立要件は満たしていますので、定例会を開会したいと思います。

〔議事〕

1 議案第35号 国分寺市立第一中学校学校薬剤師の委嘱について〈教育長提出〉

(議案の内容と説明)

国分寺市立第一中学校学校薬剤師が令和4年7月31日付をもって辞任することに伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則(平成11年教委規則第2号)第2条第1項の規定により、従前の学校薬剤師を解嘱し、令和4年8月1日付で新たな学校薬剤師を委嘱する必要がある。

学務課長 裏面をお願いします。上段解嘱者名簿に、辞任される森本千輝さん、下段候補者名簿に、規則に基づいて国分寺市薬剤師会から御推薦をいただいた印出真紀さんを記載しています。任期は、前任者の残任期間となりますので、令和4年8月1日から令和5年3月31日までとなります。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 任期の途中での交代ですが、何か特別な理由などはおありでしょうか。

学務課長 遠方への転勤が決まったため、辞任の申出がありました。

大木委員 個人的な事情で安心しました。任期途中のため、万が一学校との関係で何かあってはいけないと思い心配したため、お伺いしました。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第36号 令和5年度使用特別支援学級教科用図書(一般図書)の採択について 〈教育長提出〉

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号に基づき、教育委員会で決定する必要がある。

渡辺指導主事 市立学校における教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び関連法規に即して行われます。要項には、現在使用中の小・中学校特別支援学級用教科用図書のうち、一般図書(特別支援学校・学級用)については、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合においては、採択替えを行うことができるとあります。各校においては、5月26日から6月23日までの間、来年度の一般図書等について調査研究を実施し、6月27日までに調査研究報告書を提出していただきました。7月6日に開催した教科用図書選定資料作成委員会では、その報告書を基に各校からの説明を行いました。この後、教科用図書選定資料作成委員会から報告をさせていただきます。

教育長 それでは、選定資料作成委員会委員長より、選定の経過等についての御報告をお願いします。

選定資料作成委員会委員長 知的障害特別支援学級が設置されている第二小学校、第四小学校、第七小学校、第二中学校、第三中学校の令和5年度に使用する一般図書等について御報告します。特別支援学級が設置されている各小・中学校とも、児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容のものであることを踏まえて選定しています。

また、可能な限り、系統的に編集されていることや、教科の目標に沿う内容であること、上学年で使用する教科用図書との関連性などにも留意し、その結果がお手元の報告書に示されています。なお、各学校の報告書の備考欄に、丸印をつけていますが、これは令和5年度から新たに加えたものを示しています。また、この資料には一般図書以外に文部科学省の検定済教科用図書を使用する場合は、その旨も記載しています。

先日、7月6日に行われた選定資料作成委員会では、各校の校長、または副校長から、各図書の推薦理由等の説明を受けた後に、選定委員の協議を行いました。選定委員からは各学校で選定された一般図書等は、実生活に役立つような内容が多く記載されていて、子どもたちが学習しやすい構成になっていることや、小学校では発達段階を意識していたり、中学校では高校への進学を視野に入れたりしていて、児童・生徒の発達や今後の成長等も踏まえて選定されているとの意見が出されました。このような協議を踏まえ、選定資料作成委員会は、各設置小・中学校の報告書に記載された令和5年度に使用する教科用図書は、全て適当であると判断しました。

御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 一般図書に関しては、各校の先生方が個々の児童・生徒に合わせて、注意深く十分に御検討いただいて選定されたことと思います。それぞれのお子さんをより細かく、深く、日頃から見えていないとこのような形では御推薦いただけないものと思うので、先生方に深く感謝申し上げたいと思います。

検定済教科用図書を推薦されている学校、あるいは教科に関して、推薦理由欄に学年相応の学習が可能であるためとあるのは、恐らくそれを用いて通常より若干わかりやすく、御指導されるものと思いますが、部分的に可能、ある程度可能と書かれている学校は、具体的にどのように指導されているのでしょうか。

渡辺指導主事 例えば、いくつかの学校では、検定済教科用図書以外の部分で、子どもたちの実態に合った教材づくりをしていると報告を受けています。実態と状況に合わせて、一般図書の内容を踏まえ一人ひとりの状況に合わせてワークシートを作成したり、教材・教具をつくったりすることで、子どもたちの視点に合った教材づくりをしていると報告を受けています。

大木委員 この検定済教科用図書を基にして、それぞれの先生方が個々の児童・生徒に合わせて新たに教材をつくり、それを使用して指導されているとお見受けしました。それぞれの障害の程度や、理解の程度にかかわらず、全てのお子さんが、より豊かな学びを得て、将来生きていくための力をつけていくことが当然重要です。特にこの特別支援学級に通学しているお子さんたちに関しては、その関わり方によってより一層、その能力を伸ばすことが可能であると思われます。ぜひこれからも全てのお子さんたちに、より細やかな御指導をいただければと思います。

辻委員 一般図書を採択すると検定済教科用図書は使用できないことが前提としてあるので、どのようなものが現在在籍している児童・生徒にふさわしいかを見極めるのはなかなか現場の先生方は御苦労が多いかと拝察しています。

例えば、第三中学校の「技術（職業）・家庭」を見ると、『まなびのずかん 親子でかんたんスクラッチプログラミングの図鑑』があり、スクラッチというソフトを使用してプログラミングができると書いてあり、現代的なニーズに合ったもので、現代社会を生きる生徒には必要なことだと思いました。

一方で、これを選んでしまうと、例えば、木工や栽培など、技術のほかの分野について触れる本がなくなります。それから家庭分野も一切書籍としては触れるものがないため、この辺りはどのように工夫されて、生徒に技術・家庭のいろいろな分野に触れてもらえることができるのか教えてください。

選定資料作成委員会委員長 プログラミングなどは、これからの社会を生きる子どもたちにとっては必要な内容で、今後、高校でも生かされていくと思います。ほかの分野は、通常の学級でもやっていますが、担任がワークシートを作成したり、板書などを工夫したりしながら授業を進める形で行っていると聞いています。

辻委員 一般図書として、ある特定の分野のものを採択されたことにより、それ以外の分野が手薄になることはなく、各学校で先生方の工夫によって、生徒は幅広くいろいろな経験を積んでもらえるという理解でよろしいですか。

選定資料作成委員会委員長 はい。

教育長 先生方がいろいろな教材を作成したり、いろいろな資料を活用したりすることで、その分野についての学びを深めていると理解できます。ここでは特に、プログラミングの指導を充実させたいための採択になっています。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第 37 号 国分寺市立図書館運営規則及び国分寺市立図書館処務規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

電子図書館サービスを導入するため、必要がある。

図書館課長兼本多図書館長 改正する国分寺市立図書館運営規則は、図書館の事業とその運用方法を定めている規則であり、国分寺市立図書館処務規則は、図書館の分掌事務を定めている規則となります。

今回、電子図書館サービスを開始するに当たり、新たな図書館事業として運営規則に位置づけるとともに、その運用内容を定め、また図書館の分掌事務として、処務規則に位置づけるために同時に2つの規則を改正したいというものです。

議案資料の3ページを御覧ください。新旧対照表となります。この新旧対照表に沿って御説明いたします。

運営規則第2条は、図書館の事業の規定となります。従来の紙図書の収集、整理、及び保存を第1号に、図書館資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む第4条及び第6条から第8条までにおいて同じ。）の閲覧及び貸出しについて第2号に位置づけるよう整理します。

また、この条において、図書館資料や視聴覚資料の表記を図書館法にならって文言整理します。具体的には、第1号の図書館資料を、「図書館資料（図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料をいう。以下同じ。）」に改め、第12号の視聴覚資料を「視聴覚教育の資料」に改めます。

第4条は、貸出しの対象及び手続の規定となります。貸出しの対象者を整理するため、市内居住、通勤、通学の方を第1号に定め、現在協定を結び相互利用を行っている近隣の4市、立川市、府中市、小平市、国立市に居住する方を「特定市居住者」と称して、第2号に定め、貸出しの対象者を整理します。

第6条は、図書館資料の貸出数及び時間の規定となります。紙の書籍、電子書籍、視聴覚教育の資料、こちらはCDになりますが、これらの貸出数を市内居住、通勤、通学の方と、近隣の4市に居住の方である特定市居住者に分けて、表にして整理します。

第7条は、資料の貸出予約の規定となります。前条の第6条の表、貸出数を準用させ、紙の書籍、図書等は12冊、電子書籍、電磁的記録は2タイトル、CD、視聴覚教育の資料は2タイトル予約ができるように整理します。

第8条は、資料の返納の規定となります。第2条の文言整理に伴い、第1項、第2項に提示している「資料」を「図書館資料」に表記を改めます。

次に、資料5ページをお願いします。図書館処務規則の新旧対照表となります。第3条において、図書館の分掌事務を定めておりますが、表の本多図書館の項の第12号の「図書館資料」という表記を「図書館資料（図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料をいう。以下同じ。）の選定、収集、整理及び保存に関すること」に表記を改めます。

第13号の「図書館資料」を、「図書館資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）の閲覧及び貸出しに関すること。」に改め、図書館資料に電子書籍を含むことの文言整理をすることにより、電子図書館に関わる事務を本多図書館の分掌事務として位置づけます。

表の、「恋ヶ窪図書館、光図書館、もとまち図書館、並木図書館」の項の、第7号の「図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。」を、「図書館資料（電磁的記録を含む。）の閲覧及び貸出しに関すること。」に改め、図書館資料に電子書籍も含むことの文言整理をすることにより、電子図書館に関わる事務を、恋ヶ窪、光、もとまち、並木の各図書館の分掌事

務として位置づけることにします。

電子図書館サービスの開始時期は、8月16日火曜日からとして準備を進めていて、今回の一部改正規則の施行日についても令和4年8月16日としています。

次に、電子図書館の運用内容について、御説明をさせていただきます。電子図書館サービスを利用できる方は、図書館利用の登録をされている方で、市内居住の方及び市内通勤、通学の方とします。現在、協定を結び、相互利用を行っている近隣の4市、立川市、府中市、小平市、国立市に居住する方は対象外とさせていただきます。1回で貸出しできる電子書籍の数は、2タイトル以内とします。貸出期間は、1週間以内とします。登録の手続ですが、いずれかの図書館窓口へ一度出向いていただき、図書館利用の登録をされている方は、国分寺市立図書館利用カードの提示と、身分証明書の提示をしていただき、図書館から電子図書館のIDと仮パスワードを付与します。図書館利用の登録をされていない方は、身分証明書を御持参いただき、図書館利用の登録をしていただくと同時に、電子図書館サービスの利用を希望される方は、電子図書館のIDと仮パスワードを付与します。電子図書館サービス利用の際には、図書館で付与しましたIDと仮パスワードを使用して、図書館のホームページから電子図書館システムにアクセスをして、電子書籍を御利用いただくようになります。市報では、事業の開始直前の8月15日の市報で記事を掲載する予定です。市報以外にも図書館のホームページをはじめ、ツイッターで広報するとともに、各館においてチラシやポスター掲示などによりPRに努めていきます。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 電子図書館サービスの導入に関して、より多くの書物に触れる機会が増えると思います。特に、若い世代を中心にアピールすることになると思いますので、全く反対はありません。

改正された規則の中で、視聴覚資料が、「視聴覚教育の資料」と教育という文字が付きましたが、こちらはどのような意味がありますか。

図書館課長兼本多図書館長 今回の改正する規則は、全体を見直し、図書館法に準じて改正をさせていただきました。

教育長 図書館法に「視聴覚教育の資料」と書かれているのですか。

図書館課長兼本多図書館長 はい。

大木委員 図書館法に合わせてというのは先ほど御説明があったので、もちろん理解しています。よく申し上げていますが、単にそのような法律に合わせて変えたというだけでなく、そのときに、今まで「視聴覚資料」だったものが、「視聴覚教育の資料」となったということは、国分寺市としてどのような意味をもって変更するのかを十分理解した上で行う必要があると思います。

先ほどCDなどのお話がありましたが、それが視聴覚教育の資料であると考えられている、位置づけられていることをどのようにお考えなのか聞かせていただきたいです。

図書館課長兼本多図書館長 図書館課の使命として、図書館資料の収集と保存がありますが、視聴覚の資料は、視覚、聴覚に直接訴えることで教育効果を高める資料と位置づけられています。具体的には、レコード、映画、18ミリフィルム及びビデオテープ等を指します。現在図書館は、このようなものについて収集は行っていないですが、今後地域資料収集の観点から市の概要について、説明できる資料となるものは図書館としても収集をしなければいけないと考え、今回改正させていただきました。

大木委員 教育という言葉がつくと、どうしても学習的な意味合いが強くなるようなニュアンスがあるのではないかと思います。いわゆる娯乐的な、音楽のようなものであったとしても、それがそれぞれの方の生涯学習も含めて、心を豊かにするという意味での心の成長、あるいは癒しという意味での教育というニュアンスを含んでいると考えて、この図書館法で用いられている表現をここでもお使いになられるということだと理解しました。

辻委員 細かい点ですが、図書館運営規則の改正案の第4条は、改正点の中に、本文の後半、「図書館へ登録し、利用カードの交付を受けたものとする」と「者」という字が、漢字から平仮名に改正されるという提案になっています。この理由を教えてください。

図書館課長兼本多図書館長 法令文書の表記のルールとして、あるものにさらにプラスして要件を重ねて限定する場合は、「もの」は平仮名で表記をするという一定のルールがあり、市役所の例規関係は、このような扱い方をしています。

辻委員 重なっていますが、日本語として普通に読んだときに、第4条は対象者を定めている規定のため、「次の各号のいずれかに該当する者」というのがまず人のくくりとしてあって、その中で、さらに利用カードの交付を受けた人という意味になるので、ここは重なっていたとしても人という意味がすぐに想起できる漢字を使ったほうがわかりやすいのではないかと思います。これをかえて平仮名にすると、一般的には、利用カードの交付を受けたとみなすや、利用カードの交付を受けたことのような意味に捉えることが自然だと思いました。

市役所内の表記の慣例にならう必要が重要だということでしたら、特にこれ以上申し上げることはしませんが、一般的な印象として、これは漢字がわかりやすいかと思われました。

教育部長 先ほど図書館課長から御説明したとおりで、確かに、対象としては「者」という字に当たるわけですが、これは法制執務の一般的なルールとして、何々の者であって、何々のものといったときに、2番目の「もの」は、平仮名で書くというのが、特異な法制執務のルールになっています。市内の他の例規も同様の対応をしています。

辻委員 ただいまの点について理解しました。

別の点から、電子書籍について、電子データが対象ですので、詳しい方にとってみれば当たり前のことかもしれませんが、期間が来れば読めなくなっている状態になるので、延滞という概念はないということでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 おっしゃるとおりで、期限が到達すれば自動的に読めなくなる、返却という作業は必要なくなります。

辻委員 電子データのため、紙の書籍のように、誰かに対して貸出中で、その方がいつまでも返してくれないから次の方がなかなか読めないことはないということ、それから人気のあるタイトルについて予約がたくさん入っており、何か月も待たないと読めないということもなく、一遍に希望された方全員が同時に読めるということでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 電子書籍は、同時に複数の方が見ることはできません。書籍によっては同時に見られるものもあるのですが、人気がある書籍等は同時に見ることができず、人気の作品は、その必要部数を国分寺市で購入をして、冊数を増やしていくという作業が必要になります。

辻委員 延滞による待ちはなくなるが、人気のあるタイトルは、引き続き何人待ちという状況は発生するということですか。

図書館課長兼本多図書館長 はい。

教育長 近隣との利用連携をしている市の実態を教えてくださいたいのですが、立川市、府中市、小平市、国立市、その電子書籍に関わる部分は国分寺市と同じように、その市に居住している方、通勤、通学の方という形になっているのでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 近隣で導入しているのは立川市と国立市です。その2市も、その市に居住している方のみ、使用できるような運用を行っていますので、国分寺市もそれに倣い、国分寺市に居住、在勤、在学の方に限定をさせていただいております。

教育長 府中市、小平市は、まだ電子書籍を導入されていないということでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 はい。

教育長 そのような状況です。御理解いただけたらと思います。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

なし

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前10時5分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

2番

大木 桃代

4番

辻 亜希子

調製職員

廣瀬 喜朗